

カテエネガスプラン for au 立替払いサービス請求規約（中電ガス for au） 新旧対照表（2019年10月10日実施）

改定前（旧）	改定後（新）
<p>第1条（本規約の適用） 略</p> <p>2 本規約で使用する用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、中部電力の定める基本要綱及び個別要綱並びに当社の au（LTE）通信サービス契約約款又は au（WIN）通信サービス契約約款に定めるところによります。</p> <p>3～5 略</p>	<p>第1条（本規約の適用） 略</p> <p>2 本規約で使用する用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当社の au（LTE）通信サービス契約約款及び au（WIN）通信サービス契約約款（以下、併せて「au 通信サービス約款」といいます。）並びに中部電力の定める基本要綱及び個別要綱に定めるところによります。</p> <p>3～5 略</p>
<p>第2条（本サービスの内容）</p> <p>当社は、当社がお客さま等に提供している au（LTE）通信サービス又は au（WIN）通信サービス（以下、併せて「au 通信サービス」といいます）の利用料金と、ガス料金に相当する金額とを、まとめてお客さま等に請求いたします。また、お客さまは、当社がお客さまのガス料金をお客さまに代わって中部電力に対して支払うことに同意するものとし、当社がお客さまのガス料金をお客さまに代わって中部電力に対して支払った時点において、当社はお客さま等に対して当該支払ったガス料金に相当する金額に関する請求権（求償権）を取得します。お客さま等は、当社の求償権に基づく請求に従い、当社に対してその全額（以下、「本債務」といいます）をお支払いいただくものとします。本サービスは、お客さまの中部電力に対するガス料金の支払債務につき、当社が保証を行うものではありません。なお、お客さまは、当社との間の au 通信サービスの利用に係る契約が終了した場合でも、第7条又は第10条第1項に定める場合を除き、本サービスを継続することができるものとします。この場合、当社は、本サービスに基づき、お客さまのガス料金に相当する金額を、お客さま等に請求いたします。</p>	<p>第2条（本サービスの内容）</p> <p>当社は、当社がお客さま等に提供している au（LTE）通信サービス又は au（WIN）通信サービス（以下、併せて「au 通信サービス」といいます）の利用料金と、ガス料金に相当する金額とを、まとめてお客さま等に請求いたします。また、お客さまは、当社がお客さまのガス料金をお客さまに代わって中部電力に対して支払うことに同意するものとし、当社がお客さまのガス料金をお客さまに代わって中部電力に対して支払った時点において、当社はお客さま等に対して当該支払ったガス料金に相当する金額に関する請求権（求償権）を取得します。お客さま等は、当社の求償権に基づく請求に従い、当社に対してその全額（以下、「本債務」といいます）を、au 通信サービス約款に基づきお支払いいただくものとします。本サービスは、お客さまの中部電力に対するガス料金の支払債務につき、当社が保証を行うものではありません。なお、お客さま等と当社との間の au 通信サービスの利用に係る契約が終了した場合でも、第7条又は第10条第1項に定める場合を除き、本サービスの利用契約（以下「本サービス利用契約」といいます。）を継続することができるものとします。この場合、当社は、本サービス利用契約に基づき、お客さまのガス料金に相当する金額を、お客さま等に請求いたします。</p>

改定前（旧）	改定後（新）
<p>第3条（本サービスの提供条件及び有効期間） 略</p> <p>4 当社は、個別要綱に定める適用条件を満たす場合は、お客さまからの申込を承諾し、お客さまと当社との間で本規約に基づき本サービスの利用契約（以下、「本サービス利用契約」といいます）が成立するものとします。</p>	<p>第3条（本サービスの提供条件及び有効期間） 略</p> <p>4 当社は、個別要綱に定める適用条件を満たす場合は、お客さまからの申込を承諾し、お客さまと当社との間で本規約に基づき本サービス利用契約が成立するものとします。</p>
<p>第10条（当社が行う本サービス利用契約の解約等）</p> <p>お客さま等と当社との間の au 通信サービスの利用に係る契約について、①au 通信サービスの料金の支払遅延等のお客さま等の責に帰すべき事由により当社により解除され、又は②お客さま等から第三者に譲渡された場合には、お客さま等は、当社に対して負担する一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、かつ、当社は、お客さま等への催告又は通知をすることなく、当該事由が発生した日以降最初の託送約款等に定める検針日又はその次の検針日をもって本サービス利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>2 当社は、お客さまが本規約に違反した場合、お客さまに事前に通知することなく、本サービス利用契約を解除することができます。この場合において、当社は、当該事由が発生した日以降最初の託送約款等に定める検針日又はその次の検針日をもって本サービス利用契約を解除します。</p> <p>3 前二項の事由が生じた場合には、当社との契約に基づきお客さま等が利用している他のサービスにつき、利用停止又は契約解除となる可能性があります。</p>	<p>第10条（当社が行う本サービス利用契約の解約等）</p> <p>お客さま等と当社との間の au 通信サービス又は当社の提供する他のサービス等の利用に係る契約について、au 通信サービス等の料金又は当社の提供する他のサービスの利用料金等（当社がガス料金に相当する金額と一括してお客さま等に請求する料金等を指します。）の支払遅延等のお客さま等の責に帰すべき事由により当社により解除された場合には、お客さま等は、当社に対して負担する一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、かつ、当社は、お客さま等への催告又は通知をすることなく、当該事由が発生した日以降最初の託送約款等に定める検針日又はその次の検針日をもって本サービス利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>2 当社は、お客さまが本規約に違反した場合、お客さまに事前に通知することなく、本サービス利用契約を解除することができます。この場合において、当社は、当該事由が発生した日以降最初の託送約款等に定める検針日又はその次の検針日をもって本サービス利用契約を解除します。</p> <p>3 前二項の事由が生じた場合には、当社との契約に基づきお客さま等が利用している他のサービスにつき、利用停止又は契約解除となる可能性があります。</p>
<p>附則 (適用期日) 本規約は、2018年6月1日より施行します。</p>	<p>附則 1. 実施期日 本規約は、2019年10月10日から実施します。</p>

改定前（旧）	改定後（新）
<p data-bbox="107 161 165 185">附則</p> <p data-bbox="107 209 241 233">(適用期日)</p> <p data-bbox="107 256 689 280">本改正規定は、2018年9月1日から適用します。</p> <p data-bbox="1048 304 1106 328">以上</p>	